

昭和56年4月21日

通商産業局公益事業部長 殿

資源エネルギー庁公益事業部ガス保安課長

地下街等のガス保安対策に関する消防機関と
ガス事業者との連携強化について

上記の件について、一般ガス事業者に対しては、昭和55年
11月21日付け55資庁第13792号をもつて通知したと
ころであるが昭和56年4月9日付け消防消第61号をもつて
消防庁消防課長名で各都道府県消防主管部長あて「「ガス漏れ
事故に関する警防活動要綱」の送付について」が通達されたこ
とに伴い、消防機関との連携体制について、同様の趣旨を簡易
ガス事業者に対しても周知徹底する必要があるため、貸局管内
の簡易ガス事業者に対しても、各地域ごとの実情に即しつつ、
消防機関との連携強化については、下記により対処することと
するよう通知されたい。

記

1. 「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」の作成

消防機関とガス事業者とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場での措置等について、次の各事項を中心として「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス保安体制の強化を図るものとする。

- (1) ガス事業者の初動体制等
ガス事業者は、保安要員の確保及び保安教育の徹底を図るとともに、ガス漏れ事故発生時における初動体制について消防機関と十分打合わせておくものとする。

- (2) 連絡通報体制
消防機関及びガス事業者は、相互の連絡通報体制を確立するものとする。

- (3) ガス漏れ等の現場における消防機関とガス事業者との連絡体制
出動したガス事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のためガスの供給停止等の必要な措置をとるものとする。

この場合においてガス漏れ等の現場に消防機関が出勤したときは、ガス事業者は消防機関と緊密な連携を保つとともに、消防機関から指示があつたときは、その指示に従い必要な措置をとるものとする。

(4) 初動時におけるガス供給停止

ガス供給の停止は原則として(3)によりガス事業者が行うものとするが、ガス漏れ等の現場に、消防機関がガス事業者よりも先に到着した場合等で、消防機関が爆発等のガス災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないものと認める場合は、ガス事業者との事前の申し合わせに基づき、消防機関がガスの供給しや断を行うこととし、このため、予め、次の措置を講ずるものとする。

なお、しや断後のガスの供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、ガス事業者が行うものとする。

- (1) ガス事業者は、地下街等消防機関が必要と認める場所におけるガス導管及びしや断装置の設置状況及び場所を示す図面並びに保安規程、その細則、その他の資料で消防活動上必要なものを、消防機関に提出するものとする。

(ロ) ガス事業者は、消防機関との協議により、必要とされた範囲の地上操作しや断装置の操作用具及び操作要領を消防機関に預けておくものとする。

(イ) ガス事業者は、消防機関との協議により、しや断装置等の確認及び消防職員の教育訓練に協力するものとする。

2 共同点検の実施

ガス事業者は、地下街等の定期点検の実施にあたっては、事前に消防機関に点検計画を連絡するとともに、消防機関が実施する地下街等に対する予防査察について協力するものとする。

3 ガス漏れ等の連絡方法の周知徹底及び共同訓練の実施

消防機関及びガス事業者は、ガス漏れ等の緊急時における消防機関及びガス事業者への連絡方法について地下街等の管理者、ガスの使用者その他関係者に対し周知徹底を図るとともに、協力して、随時、これらの者を含めたガス防災訓練を行うものとする。

4 連絡会議等への参加

消防機関等が主催する地下街等のガス保安対策についての連絡会議等に、ガス事業者は積極的に参加し、関係機関との連携強化に努めるものとする。